

大学への寄附金は税制上の優遇が受けられます！

\\ あなたのご寄附が、未来を担う学生や研究を支えます。 //

寄附金に対する税制優遇の仕組み

対象となる方


個人が
大学へ寄附した場合
(一定の要件を満たす寄附)

所得控除の内容

(寄附金額-2,000円)を
所得から控除します。

※上限あり
(控除対象となる寄附金の額は、
その年の総所得金額等の
40%が上限です。)



住民税の控除

(鹿児島市・鹿児島県に
お住まいの方)

鹿児島大学は条例指定を
受けていますので、一定の
要件を満たす場合は、
翌年度の住民税の
寄附金税額控除を
受けられます。



控除を受ける方法

大学が発行する
「寄附金受領証明書」を
添付して確定申告を
行います。



住民税について

お住まいの自治体によっては、住民税の控除も受けられる場合があります。
(詳細はお住まいの自治体にご確認ください。)



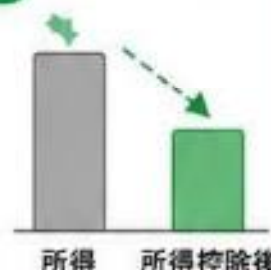
寄附 10万円をした場合のイメージ



① 所得税の所得控除 (すべての寄附が対象)

98,000円を**所得から控除**
⇒ 所得税率に応じて、税額が軽減されます。

所得が高いほど、
減税効果は大きくなります。



② 住民税の控除 (鹿児島市・鹿児島県にお住まいの方)

98,000円 × 10% = **9,800円**
(県民税4% + 市民税6%)
⇒ 翌年度の住民税から控除されます。



※所得税率は所得に応じて5%～45%です。所得が増えるほど、控除によるメリットも大きくなります。



ポイント

- ✓ 大学への寄附は、社会貢献につながるとともに、税制上の優遇措置が受けられます。
- ✓ 本寄附は「所得控除」の対象です。(税額控除の対象ではありません。)
- ✓ 鹿児島市・鹿児島県にお住まいの方は、所得税の所得控除に加え、翌年度の住民税の控除も受けられます。
- ✓ 「寄附金受領証明書」を添付して確定申告を行うことで、税の軽減が受けられます。



寄附から控除までの流れ



ご注意ください！

所得控除を受けるためには、
確定申告が必要です。
(寄附をした年の翌年)

